

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年4月4日(2022.4.4)

【公開番号】特開2020-151248(P2020-151248A)

【公開日】令和2年9月24日(2020.9.24)

【年通号数】公開・登録公報2020-039

【出願番号】特願2019-53494(P2019-53494)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和4年3月25日(2022.3.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

開閉可能な特定の入賞口が設けられ、

所定判定で特定結果が導出されると特別遊技を実行し、当該特別遊技の後に通常遊技状態よりも前記所定判定が実行され易くなる有利遊技状態にすることがある遊技機において

所定の演出を実行可能な演出実行手段と、

前記特定の入賞口への入賞に基づいて更新される更新情報を記憶する記憶手段と、を備え、

前記演出実行手段は、

30

前記有利遊技状態が継続されている中で当該有利遊技状態になってから所定期間が経過したことによりて、前記更新情報に基づく特定演出を実行することがあり、

前記有利遊技状態において前記所定期間が経過する前に前記特別遊技が実行された場合、当該特別遊技の後に新たに前記有利遊技状態になってから前記所定期間が経過したことによりて、前回と今回の前記特別遊技における前記特定の入賞口への入賞、および前回と今回の前記所定期間ににおける前記特定の入賞口への入賞に応じて更新された前記更新情報に基づいて前記特定演出を実行し、

前記有利遊技状態において前記所定期間が経過した後に前記特別遊技が実行された場合、当該特別遊技の後に新たに前記有利遊技状態になってから前記所定期間が経過したことによりて、今回の前記特別遊技における前記特定の入賞口への入賞、および今回の前記所定期間ににおける前記特定の入賞口への入賞に応じて更新された前記更新情報に基づいて前記特定演出を実行することを特徴とする遊技機。

40

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明に係る遊技機は、

開閉可能な特定の入賞口が設けられ、

50

所定判定で特定結果が導出されると特別遊技を実行し、当該特別遊技の後に通常遊技状態よりも前記所定判定が実行され易くなる有利遊技状態にすることがある遊技機において

所定の演出を実行可能な演出実行手段と、

前記特定の入賞口への入賞に基づいて更新される更新情報を記憶する記憶手段と、を備え、

前記演出実行手段は、

前記有利遊技状態が継続されている中で当該有利遊技状態になってから所定期間が経過したことに応じて、前記更新情報に基づく特定演出を実行することがあり、

前記有利遊技状態において前記所定期間が経過する前に前記特別遊技が実行された場合、当該特別遊技の後に新たに前記有利遊技状態になってから前記所定期間が経過したこと応じて、前回と今回の前記特別遊技における前記特定の入賞口への入賞、および前回と今回の前記所定期間ににおける前記特定の入賞口への入賞に応じて更新された前記更新情報に基づいて前記特定演出を実行し、

前記有利遊技状態において前記所定期間が経過した後に前記特別遊技が実行された場合、当該特別遊技の後に新たに前記有利遊技状態になってから前記所定期間が経過したこと応じて、今回の前記特別遊技における前記特定の入賞口への入賞、および今回の前記所定期間ににおける前記特定の入賞口への入賞に応じて更新された前記更新情報に基づいて前記特定演出を実行することを特徴とする。

10

20

30

40

50